

令和2年黒石市教育委員会第11回定例会会議録

日時及び場所 令和2年11月26日(木) 午後1時30分 黒石公民館 3階 会議室

会議出席委員 教育長 山内孝行
委員 1番 永川信子
委員 2番 宇野元雄
委員 3番 柿崎博
委員 4番 後藤耕谷

会議欠席者 なし

説明のために出席した者の職氏名

教育部長	須藤勝美
指導課長	相馬保
学校教育課長	駒井俊也
社会教育課長	八木橋寿
文化スポーツ課長	山口祐宏
学校教育課長補佐	帛谷和哉
学校教育課総務係長	福島梢(書記)

会議に付した案件

- 第1 席次の決定
- 第2 教育長職務代理者の指名
- 第3 会議録の承認
- 第4 会期の決定
- 第5 会議録署名委員の指名
- 第6 教育長等の報告
- 第7 報告第8号 臨時代理した事務の報告について
- 第8 議案第62号 黒石市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 第9 議案第63号 黒石市文化賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第10 議案第64号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第11 議案第65号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第12 議案第66号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第13 議案第67号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第14 議案第68号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第15 議案第69号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第16 議案第70号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第17 議案第71号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第18 議案第72号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について
- 第19 議案第73号 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について

会 議 の 顛 末

開会宣告（午後1時30分）

第1 席次の決定

くじにより、1番 永川信子委員、2番 宇野元雄委員、3番 柿崎博委員、4番 後藤耕谷委員となった。

第2 教育長職務代理者の指名

教育長が「宇野元雄 委員」を指名する。

第3 会議録の承認

令和2年黒石市教育委員会第10回定例会の会議録については、全員異議なく原文を承認する。

第4 会期の決定

会期については、令和2年11月26日の1日とすることで、委員全員異議なく決定する。

第5 会議録署名委員の指名

教育長が「1番 永川信子 委員」を指名する。

第6 議事前報告

なし

第7 報告第8号 臨時代理した事務の報告について

教育部長が資料に基づき「令和2年第4回黒石市議会定例会に提出する教育に関する事務の議案について」報告した。

- 1、スポカルイン黒石等の指定管理者の指定について
- 2、令和2年度黒石市一般会計補正予算（第11号(案) 教育関係部分抜粋）について

第8 議案第62号 黒石市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第7条の規定に基づき、黒石市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の健康及び福祉の確保を図るため、規則を制定しようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

宇野委員 業務量の適切な管理等に関する規則の第2条の(1)ですが、1ヶ月について45時間。そして、2の教育委員会は教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、業務量の適切な管理を行うとあり、(1)ですが、1ヶ月について100時間未満と具体的に数字を上げたことは大変良いことだと思う。しかし、2の(1)、1ヶ月について100時間未満での業務量というのは、要するに残業ということですよ。1日4時間強という計算になり、第2条の(1)では1日2時間程度。業務(雑務・生徒指導等)を1日4時間までなら可能だという、ある意味、抜け道的な時間に見えて仕方がない。働き方改革には遠い感じを受けたので反対する。

学校教育課長 こちらの規則は、文科省の指針に基づいて県や指定都市・市町村で基準を定めようということです。この時間数は文科省の指針と同じで、青森県教育委員会の規則も同じ時間になっています。黒石市でも県の規則に合わせた形です。

文科省で時間を定めたが、この時間まで可能だというふうには捉えないよう併せて通知がきましたので、ご説明いたしました。

宇野委員 先程の説明の中で第7条が加えられ、その指針に基づき義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会が定めるとある。県教育委員会から通知がきたと思うが、黒石市教育委員会で独自に定めることができるので、具体的に言うと、県教育委員会からの通知は100時間未満だとして、黒石市は80時間くらいにしてはどうか。

学校教育課長 おっしゃるとおり、黒石市教育委員会で定めることはできます。既に規則を定めている市町村が県外ではあり、インターネットで調べる限りでは、全て文科省の指針の時間どおりとなっています。黒石市教育委員会も揃えて作ったものとなります。

教 育 長 補足ですが、校長会等を通じて時間の方は1ヶ月45時間を目安に、守っていただくようお願いはしています。

それから、10月より市内の教職員1人1人について、勤務時間記録簿を作成しています。それは黒石市教育委員会で管理していますが、1ヶ月45時間を大きく超える状態ではないことを補足として発言します。

以上、本件については3人挙手と認め、原案を可決する。

第9 議案第63号 黒石市文化賞等受賞者審議会委員の委嘱について

黒石市文化賞等受賞者審議会委員の辞任に伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り全員異議なく原案を可決する。

第10～19 黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の委嘱について

黒石市スポーツ賞等受賞者審議会委員の任期が令和2年12月31日で満了することに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき同一課題を一括説明し、審議に入る。

議案第64号 村元 英美氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第65号 佐藤 秀悦氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第66号 酒井 孝洋氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第67号 松山 正孝氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第68号 今 和香子氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第69号 大沢 陽子氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第70号 森 勇一氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第71号 駒井 昭雄氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第72号 齋藤 誠氏について、全員異議なく原案を可決する。

議案第73号 小山 恒泰氏について、全員異議なく原案を可決する。

公開終了（午後2時3分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号）第18条及び第19条の規定に基づき作成した令和2年黒石市教育委員会第11回定例会の会議録について、同規則第20条の規定による承認を受けたので、同規則第21条の規定に基づき、ここに署名する。

令和2年12月25日

黒石市教育長 (山内孝行)

黒石市教育委員 (永川信子)